

2008年6月6日

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
金融庁総務企画局総務課 御中

東京都港区麻布台二丁目4番5号
在日米国商工会議所
対日直接投資委員会
委員長 ニコラス・ベネシュ

「金融専門人材について（基本的なコンセプト）」 に対するコメント

私ども、在日米国商工会議所は、謹んで本書簡を金融庁総務企画局総務課に提出させていただきます。

2008年4月30日付けの「金融専門人材について（基本的なコンセプト）」に関する意見募集の実施について」と題する貴庁のプレスリリースに関しまして、在日米国商工会議所（ACCJ）対日直接投資委員会を代表して、下記の通り、当会議所のコメントを提出致しますのでご賢察いただきたくお願い申し上げます。

はじめに

貴庁は金融専門人材を対象とする新たな資格の創設を提案されています。資格要件として、大学等における学習、資格取得のための申請、二段階の試験および数年間の関連する実務経験を挙げ、また、継続教育の履修を当資格維持の要件としています。

貴庁のご提案（以下「当提案」）は、この金融専門人材資格の対象者として、大学生・大学院生、専門職大学院生、金融機関役職員、貴庁管理職・職員、自主規制機関の役職員、弁護士、公認会計士を想定しています。また、貴庁は、同資格の取得をめざす者が下記のシナリオで当資格を活用することを想定されています。

- (i) 大学生・大学院生が在学中又は卒業後に当資格を取得し、金融機関、上場企業、自主規制機関、規制当局および専門家企業（以下「金融機関等」）に就職するために当資格を活用する。
- (ii) 専門職大学院修了者が金融機関等に就職するために、当資格を活用する。

Tokyo

Masonic 39 MT Bldg. 10F
2-4-5 Azabudai
Minato-ku, Tokyo 106-0041
Phone: +81 3 3433 5381
Fax: +81 3 3433 8454

Kansai

Dojima Park Bldg. 5F
1-1-8 Dojimahama
Kita-ku, Osaka 530-0004
Phone: +81 6 6345 9880
Fax: +81 6 6345 9890

Chubu

Marunouchi Fukao Bldg. 5F
2-11-24 Marunouchi
Naka-ku, Nagoya 460-0002
Phone: +81 52 229 1525
Fax: +81 52 222 8272

- (iii) 金融機関等の役職員が当資格を取得し、昇進やキャリアアップのために活用する。
- (iv) 金融機関等をクライアントとする弁護士、公認会計士がクライアントから信頼性を高めるために、当資格を活用する。

医師や弁護士とは異なり、金融専門人材の資格は、就職する際の必須条件とはしないとされている一方、貴庁は、当資格制度の運営には金融規制当局の関与が必要と考えておられます。貴庁は、資格制度の運営に関する詳細および当資格を業務独占を伴わない国家資格、国が認定する民間資格のいずれにするかに関してはまだ決定されておられません。

当提案では、この新たな資格制度の対象者に外国金融専門人材も含まれています。当提案では、この点については詳しく触れておりませんが、外国金融専門人材については、当資格制度において、必須となっている大学での教育や一次試験を免除するという、より簡素化した資格認定手続きにより、外国金融専門人材を評価し、資格認定を行うことが検討されています。

ACCJは、日本の金融・資本市場の競争力を強化するという貴庁の積極的姿勢を歓迎し、ニューヨーク、ロンドン、香港、シンガポールなどの世界有数の金融センターと対抗して東京の競争力を高めるための貴庁の取組みを支援したいと考えております。したがって、ACCJは、貴庁のこのような取組みの成功に関心を持っているステークホルダーのひとりとして、また、様々なマーケットで事業を営んでいる会員を擁する組織という立場から、外国の投資家・企業社会が提案されたこの資格制度をどのように認識するかを述べ、さらに、彼らが提起すると思われるいくつかの問題点を指摘いたしたく存じます。具体的には、以下のような点です。

- 当提案が、実質的には新たな一連の規制要件を課すものであると受け取られる可能性があります。
- 当資格制度が想定している資格の受益者は実は当制度を必要としていない、との意見が多く見られるかもしれません。
- 当資格は、あくまで自由に選択できるものとされていますが、規制当局の監督、法の執行に利用される可能性があり、状況によっては、当資格の取得が事実上、金融機関等にとって義務のひとつと理解される可能性があります。
- 当提案が現在東京で業務を行っている金融機関のコストを増加させ、その結果、金融センターとしての東京の活力がそがれると多くの人が考える可能性があります。
- 当提案に対するこれらの認識は、金融機関等が今後、東京で事業を開始または拡大することを妨げる可能性があります。

- 当提案により、弁護士は複数の法域の対象となると理解される可能性があります。

個別意見

1. 当提案が、実質的には新たな一連の規制要件を課すものであると受け取られる可能性があります。

当提案は確かに日本の金融セクターにおける職業的専門性のレベルを高める効果があるかもしれませんが、外国企業や、投資家の多くは、同提案を事実上新たな一連の規制要件を課すものと解釈するかもしれません。もし、当提案が実行に移されれば、前述のように、教育、資格申請、試験という要件が課せられることとなります。実際のところ、当提案は新たな規制の枠組みを創設するものと受け取られる可能性があります。

2. 当資格制度が想定している資格の受益者は実は当制度を必要としていない、との意見が多く見られるかもしれません。

当提案は、金融に関する助言を提供する専門人材のクライアントが、この新たな資格制度によって制度化されるサービスの品質管理面での恩恵を受けることを想定しているものと思われます。これらのクライアントは、専門人材の個人投資家または機関投資家クライアントのいずれかでしょう。しかし、外国人ステークホルダーは、日本の個人投資家はすでに多くの規制、資格要件によって十分保護されていると考えています。仮に現在のフィナンシャル・アドバイザーに対する規制や資格要件に不十分な点があるとすれば、多くの関係者は、何が必要かを具体的に示し、資格制度の整備はそれを必要とする個人投資家のみを対象とすべきだと主張するでしょう。金融規制当局によって資格を与えられてはいない様々な専門人材からフィナンシャルアドバイスを受けている機関投資家が、資格制度による保護を必要としているとは思われません。ほとんどの外国人ステークホルダーは、これらのクライアントは経験豊富であり、独自の基準に基づいて自らの専門的アドバイザーを指名できると主張するでしょう。MBA（経営学修士号）や公認会計士などのその他の専門資格は、金融に関する専門教育を受けた人材を求める企業のために存在しています。

3. 当資格は、あくまで自由に選択できるものとされていますが、規制当局の監督、法の執行に利用される可能性があり、状況によっては、当資格の取得が事実上、金融機関等にとって義務のひとつと理解される可能性があります。

外国人・外国企業社会の多くの人々は、日本で事業を営んでいる専門的企業が、その社員に資格を取得させなければならないという直接的及び間接的な圧力を感じ、同資格を得ることが日本で事業を営むために事実上義務付けられた要件であると考えられるかもしれません。

4. 当提案が現在東京で業務を行っている金融機関のコストを必要以上に増加させ、その結果、金融センターとしての東京の活力がそがれると多くの人々が考える可能性があります。

もし、金融機関と専門的企業がその雇用する専門人材に当資格を取得させるために、かなりの資金的費用と機会費用を負担することを強いられるならば、このような費用は東京で事業を営む企業にとって新たな負担となるという理解が生まれるかもしれません。

5. 当提案に対するこれらの認識は、金融機関等が今後、東京で事業を開始または拡大することを妨げる役割を果たす可能性があります。

すでに事業を営んでいる企業がこの市場で事業を継続するためには多くの人材が新しい資格を得なければならないという考えが一般的になれば、東京での業務を拡大しようというインセンティブが、他の金融センターに比べ、損なわれることになるでしょう。さらに、日本への新規参入を考えている企業は、資格のある人材をすでに雇用している日本に進出済みの企業と競争するために、社員に当資格を取得させなければならないという問題に直面するでしょう。少なくとも、外国人・外国企業社会の多くの人々は、この追加費用を理由に日本進出を断念する企業が出てくるかもしれないと考えています。

6. 当提案により、弁護士は複数の法域の対象となると理解される可能性があります。

当提案の中で、弁護士に金融専門人材としての資格を与えるという箇所は、法律専門家に関して金融規制当局が果たすべき適切な役割と弁護士の独立性という観点から、問題が提起される可能性があります。

前に述べましたように、ACCJは、日本における持続的経済成長を確かなものにする方策の一つとして日本の金融・資本市場の競争力を強化しようとする貴庁の取組みを歓迎するものであります。ACCJは、その主要な支援策のひとつとして、2007年11月、「ACCJ金融センター白書」を公表しました。同白書は、日本が現在直面している競争上の課題を概観し、そうした課題を克服するにあたって、国際的競争力を持つ金融・資本市場の存在がいかに重要であるかを詳述するとともに、グローバル・ベストプラクティスを前提として、日本の金融・資本市場の競争力を強化するために取るべき方策を様々な角度から提案しています。

「ACCJ金融センター白書」第8章「人的資源」では、金融センターの競争力にとっていかに人的資源が重要であるかを強調しています。実際に、ロンドン、ニューヨークおよび香港が国際金融センターに関するほとんどすべてのランキングにおいてトップ又はその近辺にランキングされていることの主要な要因の一つに、これらの都市における金融サービス分野の専門的人材の層の厚みがあります。ACCJは、東京の金融分野における専門性を高め、より優秀な金融サービスの専門的人材を惹き付けるための方策を検討するにあたり、貴庁が具体的な対策を検

討されることを提案致します（詳細な論点につきましては「ACCJ金融センター白書」第8章をご参照ください）。これらの対策の実施は新たな資格制度の創設を上回る成果をもたらすと考えています。

英語教育

英語は、グローバルビジネスや国際金融サービスにおいて必須の言語です。ニューヨーク、ロンドン、香港、シンガポールなど、英語が公用語である、もしくは多くの市民がネイティブに近いレベルの英語を話す都市との競争において、東京は最初から非常に不利な立場に置かれています。国際金融センターとしての東京の競争力を高めるために、日本政府が、グローバル化が進む世界経済において常に変化するニーズに対応できるように適切な教育を受けた高い英語能力を持つ人材を育成できる新しい日本の教育制度を構築することが極めて重要な課題です。

金融リテラシー

健全かつ強靱な日本のマーケットを維持する上で、個人投資家の参加が果たす役割はますます重要になっています。その意味で、さらに多くの個人投資家の市場への参加を促すためには、政財界、法曹界、メディアおよび消費者に対する金融や経済に関する教育を一層強化することにより、投資家のみならず、より多くの国民の金融リテラシーを向上させることが必要です。日本全体として金融リテラシーが向上すれば、金融業界への就職を希望する大卒者が増加し、日本の個人投資家が退職後の生活に備えた投資などにおいて、より主体的かつ積極的なアプローチを取ることを可能にするでしょう。

専門教育

最先端の金融商品やサービスの創造、利用においてロンドン、ニューヨークに匹敵する環境を実現するためには、国際金融取引の教育を受け、実務経験も豊富な多くの弁護士、会計士その他の専門人材の存在が不可欠です。残念ながら日本の大学および大学院レベルにおける教育制度は、このような専門人材を十分に供給するという任務を果たしているとは言えません。以上を踏まえ、ACCJは、活気ある金融サービスセクターを支える弁護士、会計士およびその他の専門人材の十分な供給を実現するための対策が取られることを要望します（具体的な提言については、「ACCJ金融センター白書」第8章をご参照下さい）。

労働力の流動性

私生活の充実と仕事のバランスを取り、また転職を通じて自己の向上を目指したいと考える個人と、柔軟な雇用管理を行いたいと考える企業にとって、日本の労働市場の流動性は極めて低いと国際的に評価されています。このことは、雇用ニーズが最も高い分野への人的資源の移動を妨げるだけでなく、結果として事業の継続、生産性の向上、新たな事業分野の開拓に悪影響を与えています。特に、事業環境の変化が激しい金融サービス分野の企業が、労働市場の低い流動性の影響を顕著に受けています。以上の点を鑑み、ACCJは、日本政府が日本の労働市場の流動性を高める施策を取られることを提言します（具体的な提言については、「ACCJ金融センター白書」第8章をご参照下さい）。